

～ 災害被害に遭われた方へ ～

手続きする課	手続き内容	持ち物	備考
住民課 0980-47-2417	資産税班 住民税班	□固定資産税の減免申請	・印かん ・身分証
		□り災證明書	・印かん ・調査確認できない場合は写真等 ・身分証
		□り災届出証明書	・印かん ・身分証
		□個人住民税の減免申請 (人的被害)	・医師の診断書 ・障害者手帳 ・身分証
		□個人住民税の減免申請 (自己所有の住家の被害)	・り災證明書 ・印かん ・身分証
福祉課 0980-47-2165	福祉班 (窓口⑤、⑥)	□災害見舞金の申請（人的被害）	・医師の診断書 ・通帳又はキャッシュカード ・印かん ・身分証
		□災害見舞金の申請（住家の被害）	・り災證明書 ・通帳又はキャッシュカード ・印かん ・身分証
	老人福祉班 (窓口⑤、⑥)	□介護保険料の減免申請	・り災證明書 ・所得証明書 ・損害額明細書 ・印かん
		□国民年金保険料の減免申請	・り災證明書 ・身分証
	国保班 (窓口①、②)	□国民健康保険税減免申請	・り災證明書 ・写真等 ・保険証 ・印かん (※還付が発生する場合は後日通帳又はキャッシュカード)
		□国民健康保険一部負担金 (減額・免除・微収猶予) 申請	・り災證明書 ・保険証 ・収入及び資産を明らかにするもの ・印かん ・身分証
健康づくり推進課 0980-47-2701	業務班	□水道料金等減免申請書	届出人が使用者本人 ・印かん ・身分証 ・り災證明書の写し  届出人が代理人 ・印かん ・身分証 ・使用者からの委任状又は使用者の身分証の 写し ・り災證明書の写し
上下水道課 0980-47-3044		□火災ごみの処理について	軽減又は免除するためには一定の基準あり。
本・今清掃施設組合 0980-48-3171			清掃施設組合の職員が対応しますので、 窓口又はお電話にてご相談ください。